更　生　計　画　認　可

平成２４年（ミ）第１２・１３号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
更生会社　株式会社太平洋クラブ
平成２４年（ミ）第１４号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
更生会社　株式会社太平洋ゴルフサービス
平成２４年（ミ）第１５号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
更生会社　株式会社太平洋アリエス
平成２４年（ミ）第１６号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
更生会社　太平洋ヒルクレスト株式会社
平成２４年（ミ）第１７号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
更生会社　太平洋ティ・ケー・エス株式会社
平成２４年（ミ）第１８号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
更生会社　太平洋トリアス株式会社

１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯(省略)
第２章　更生計画の基本方針（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済方法
第１節　重複債権の権利の変更
第１　重複債権の定義
マルハン（株式会社マルハンをいう。以下同じ。)は、更生会社６社（更生会社株式会社太平洋クラブ、更生会社株式会社太平洋ゴルフサービス、更生会社株式会社太平洋アリエス、更生会社太平洋ヒルクレスト株式会社、更生会社太平洋ティ・ケー・エス株式会社、更生会社太平洋トリアス株式会社の６社をいう。以下同じ。また、以下、各社についてもそれぞれ単に太平洋クラブ、太平洋ゴルフサービス、太平洋アリエス、太平洋ヒルクレスト、太平洋ティ・ケー・エス、太平洋トリアスという。)のうち複数の会社に対して、確定更生担保権又は確定更生債権を有する。これらの複数の債権が、主たる債権とこれに対する連帯保証債権（物上保証を含む）等実質的に同一の給付を目的とし、一つの債権に対する弁済が他の債権を消滅させる関係にあるとき、当該複数の債権を重複債権という。ただし、これらの複数の債権が互いに金額を異にするときは、重なり合う部分について重複債権という。
第２　重複債権の取扱い
⑴　重複債権の一方が更生担保権であり、他方が一般更生債権である場合には、更生担保権のみを弁済の対象とし、他方の一般更生債権は免除効力発生日（本更生計画に基づく、更生債権等の権利変更の効力発生日をいい、具体的には、更生計画認可決定日から２か月後の応当日（２か月後の応当日がないときは、その月の末日）をいう。以下同じ。)に免除を受ける。
⑵　重複債権の一方が、太平洋クラブに対する更生担保権たる部分と一般更生債権たる部分とで構成され、他方が、太平洋クラブ以外の更生会社に対する更生担保権たる部分と一般更生債権たる部分とで構成される場合には、双方の更生担保権を限度として⑴を適用した上で、これを超える双方の一般更生債権につき⑷を適用する。
⑶　重複債権の一方が、太平洋クラブに対する更生担保権たる部分と一般更生債権たる部分とで構成され、他方が､太平洋クラブ以外の更生会社に対する更生担保権である場合には、まず、太平洋クラブに対する更生担保権を弁済の対象とし、次に、他方の更生担保権につき⑴を適用する。
⑷　重複債権が、すべて一般更生債権である場合には、太平洋クラブに対する一般更生債権のみを弁済の対象とし、他方については免除効力発生日に免除を受ける。
第３　権利の変更の内容
上記第２に基づき、権利の変更を受け、弁済の対象となる債権の明細は、別表７のとおりであり、免除を受ける債権は同表の「重複債権処理で消滅する債権」欄記載のとおりである。
第２節　更生担保権
第１　不動産にかかる更生担保権の権利の変更及び弁済方法
１．確定債権

会　社　名	件　数	確定更生担保権額（※）	別　表
太平洋クラブ	１件	6,112,445,000円	別表８－１
太平洋アリエス	１件	7,635,234,000円	
太平洋ヒルクレスト	１件	952,140,000円	
太平洋ティ・ケー・エス	１件	101,558,000円	
太平洋トリアス	１件	253,482,000円	

（※）確定更生担保権額は、第３章第１節記載の重複債権処理後の金額である。
２．権利の変更及び弁済方法
更生計画認可決定日から３か月後の応当日（３か月後の応当日がないときは、その月の末日）までに、別表８－１記載の確定更生担保権額を一括弁済する。
第２　債権にかかる更生担保権の権利変更及び弁済方法
１．確定債権

会　社　名	件　数	確定更生担保権額（※）	別　表
太平洋アリエス	１件	4,969,900円	別表８－２

（※）確定更生担保権額は、第３章第１節記載の重複債権処理後の金額である。
２．権利の変更及び弁済方法
更生計画認可決定日から３か月後の応当日（３か月後の応当日がないときは、その月の末日）までに、別表８－２記載の確定更生担保権額を一括弁済する。
第３　火災保険金請求権にかかる更生担保権の権利変更及び弁済方法
１．確定債権

会　社　名	件　数	確定更生担保権額（※）	別　表
太平洋クラブ	１件	12,379,971円	別表８－３

（※）確定更生担保権額は、第３章第１節記載の重複債権処理後の金額である。